

**企業主導型保育事業における
保育サービスの企業間連携利用契約書**

_____（以下「甲」という。）と株式会社ナイン（以下「乙」という。）とは、乙が運営するキッズルームひかり 有明園（東京都江東区有明 3-7-18-2F。以下「保育園」という。）のサービスを、甲が雇用する従業員及び甲の役員（以下「利用従業員」という。）の監護する乳幼児（以下「利用児」という。）に提供することに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約対象）

甲が、一般事業主（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 69 条第 1 項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げるものその他 それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。）であることを確認する。

第2条（利用児の保育の必要性）

乙は、利用児の全ての保護者について「保育の必要性」の確認をする。

- 2 甲は、利用従業員が月を単位に 48 時間以上労働することを常態としていることを証するため、[勤務証明書]を発行し、乙に提出する。
- 3 利用従業員は、自身を除く利用児の全ての保護者について「保育の必要性」を証するため、以下の①もしくは②の状態であることの確認書類を乙に提出する。
 - ① 住所を有する市町村が発行する、子ども・子育て支援法に基づく認定を受けていること。
[支給認定証]
 - ② 以下のいずれかの状態にある場合は、前号の「支給認定証」に変えて、以下の書類で確認を可能とする。
 1. 月を単位に 48 時間以上労働することを常態としていること。ただし、自営業者は、①の支給認定証を勤務証明とすること。
[勤務証明書 もしくはそれに準ずるもの]
 2. 育児休業取得時に既に保育園利用児がおり、その継続利用が必要であること。
[母子手帳 もしくはそれに準ずるもの]
- 4 乙は、利用児の全ての保護者について「保育の必要性」を確認できなかった場合、乙が行う企業主導型保育事業としての保育サービスの受けることができる児童要件に満たさないと判断し、当該利用児の入園を拒否できる。

第3条（保育園利用提携契約料）

甲が乙に対して支払う保育園利用提携契約料は以下のとおりとする。

- 契約額（ 30,000 円税込）/ 利用児 1 人 利用児の入園時に支払う。
卒園まで在園しなかった場合でも、払い戻しはないものとする。
- 年額（ 円税込）/ 事業所 年度初め又は本契約開始時に支払う。
本契約日から年度末まで 6 か月ない場合は、年額の 1/2 とする。
本契約期間中で本契約が解除された場合でも、払い戻しはないものとする。
- 月額（ 円税込）/ 利用児 1 人 当月末日に翌月分を支払う。
月途中の入園（退園）であった場合でも、月額的全額を支払うものとする。
- 提携契約料の設定なし

第4条（利用定員枠数）

乙が甲に対して提供する保育園利用定員枠数は、以下のとおりとする。

0歳児クラス：名

1、2歳児クラス：名

- 2 本契約期間中に利用児の退園があった場合は、前項の利用定員枠数は原則として退園月の翌月1日をもって減数変更されるものとする。
- 3 本契約期間中であっても、甲及び乙の同意により、第1項の利用定員枠数を追加できるものとする。ただし、実在園児のいない枠のみの確保は、原則として不可とする。
- 4 利用定員枠数に変更があった場合、甲及び乙は、別途定める「利用定員数の変更契約書」を締結するものとする。
- 5 甲からの申し出があれば、在園児がいない保育園利用定員枠の維持を可能とする。この場合、甲はいつでも当該空き枠に対して新たな利用児の入園申込をすることができる。

その枠の維持費は、

0～2歳児クラス：月額 200,000円（税込） / 1枠

とし、対象月の前月末日までに、乙に支払う。入園日が月途中となった場合の維持費の計算は以下のとおりとする。

10,000円（税込） × 入園日までの営業日数

ただし、乙の事情により入園日が遅れた場合は、その期間の甲の維持費はかからない。

第5条（保育サービス）

保育園が提供する保育サービスの内容は、乙が別途定める「キッズルームひかり 入園のしおり又は保育委託契約書（以下「保護者との保育園利用契約書等」という。）によるものとし、乙は甲にその内容について通知し、甲はその内容について異議がないものとする。

- 2 乙は、前項のサービスの内容に変更が生じた場合、速やかにその変更を甲に報告する。

第6条（保育園と利用従業員との利用契約）

保育園は、保育園利用を希望する利用従業員に対し入園前に面談をし、保護者との保育園利用契約書等について説明し、保育園利用を希望する利用従業員はそれを理解し、同意・誓約しているものとする。

- 2 乙は、前項の面談の結果、入園を希望する利用児の健康状態等により通常の保育が困難と判断した場合は、入園を拒否することができる。

第7条（保育料の支払い）

保育料の月額、その他保育に関する一切の費用（以下「保育料等」という。）は保護者との保育園利用契約書等によるところとし、乙が利用従業員に請求し、利用従業員は乙に支払うものとする。甲は、利用従業員が乙へ支払う債務に対し保証や弁済を行わない。

第8条（利用従業員又は利用児の事由による、利用従業員との保育園利用契約の解除）

乙は、利用従業員又は利用児が次の各号のいずれかに該当した場合、利用従業員との保育園利用契約を解除することができる。

- ① 利用従業員が、保護者との保育園利用契約書等の各条項に違反したとき
- ② 第2条第1項に定める、利用児の全ての保護者の「保育の必要性」が確認できなかったとき
- ③ 利用児の健康状態等により通常の保育が困難と保育園が判断したとき

- ④ 他の園児又は保護者との間で、紛争、著しい軋轢を生じさせたとき
- ⑤ 保育園との信頼関係が破たんしたとき
- ⑥ 入園にあたって提供された情報に虚偽が確認されたとき
- ⑦ 前各号に準ずる行為があったとき

2

前項における解除について、甲は異議を述べることはできない。

第9条（甲及び乙の事由による、本契約及び利用従業員との保育園利用契約の解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立があったとき
- ② 監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
- ③ 解散の決議が行われたとき、又は事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡することを決議したとき
- ④ 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- ⑤ 正当な理由なく、期間内に適切な保育を行う見込みがないとき
- ⑥ 本契約または保護者との保育園利用契約書等の各条項に違反したとき

2 前項の各事由による解除の場合、甲又は利用従業員は、現実には生じた通常損害に限って、乙に損害を賠償請求することができる。ただしその範囲は、利用従業員個人としての損害に限る。

第10条（解除の申入れ）

第8条、第9条の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対し30日前までに予告をしたうえで本契約を解除することができる。

- 2 本契約が解除された場合、在園中の利用児は原則としてその解除日をもって退園するものとする。
- 3 甲及び乙は、利用児の卒園又は利用従業員の事由による退園まで、本契約の解除が行われることがないように努め、また本契約の更新がされることを前提するが、やむを得ず、解除に至る場合には、甲及び乙は共に、在園児と利用従業員の不利益について十分に考慮し、地域枠への移動、転園先の確保など最善の対策を取るよう努める。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、相手方の同意なく無断で第三者に提供又は漏洩してはならず、本契約以外の目的に利用してはならない。

第12条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙（その役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、関連会社または再委託先を含む。以下同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、甲及び乙は、本契約にかかる業務の遂行にあたって、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力への業務委託（再委託以降を含む）を行わないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方が前項のいずれかに違反した場合には、相手方に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、解除を行った当事者が被っ

た損害につき、相手方に対し損害賠償を請求することを妨げない。

3 前項による解除により相手方に損害が生じた場合でも、解除を行った当事者は一切これを賠償する責任を負わないものとする。

第13条（契約期間）

本契約の期間は、年 月 日より 年 月 日までとする。ただし、4条に定める保育園利用児のすべてが退園し、かつ、保育園と利用従業員との間で入園予定の合意をしている新たな利用児がない場合には、契約期間中であっても、その最終園児の退園日翌日をもって、本契約は終了するものとする。

2 本契約期間満了日前日までに甲及び乙の合意があった場合、満了日の翌日を始期とする再契約ができるものとする。

第14条（裁判の合意管轄）

甲及び乙は、本契約により裁判上の紛争が生じた場合は、保育園の住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第15条（双方協議）

甲及び乙は、信義誠実をもって本契約を履行する。本契約に定めのない事項については、関係法令及び業界慣習等を踏まえ、双方が誠意をもって協議のうえ決定する。

以上のとおり、本契約が成立したので、これを証するためこの契約書を2通作成し、甲乙各署名又は記名押印のうえ、各1通を所持する。

年 月 日

甲

⑩

乙 東京都中央区京橋 3-3-13 平和ビル 3 号館 304
株式会社サイン
代表取締役 小原 姫子

⑩